

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	地域の活動を支援することで住民主体のまちづくりの推進に寄与する。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	基本構想実施計画のNo.190に記載のある地域住民主体のまちづくりの推進を図るものである。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	住民主体のまちづくりを円滑に進めるうえで支援策となる。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	住民主体のまちづくりが進まないおそれがある。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	要綱第3条による認定を受けた協議会であれば、申請できる。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	文京区まちづくり推進要綱第5条に基づいて定義され、区長の認定を受けたまちづくり協議会を交付先とする。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	B	まちづくりコンサルタントを派遣する制度があるが、補助のほうに住民全体のまちづくりの推進になる。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	住民主体のまちづくりを推進するうえでの一助になる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	住民主体のまちづくりを推進するうえでの一助になる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	住民主体のまちづくりを推進するうえでの一助になる。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	要綱、規則等に基づいて事業を行う。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	実績報告書を提出させ、活動内容と補助対象との整合性を確認する。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	実績報告書を提出させ、適正かどうか確認している。

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数				2
決算(予算)額	0	0	0	100
国庫支出金				0
都支出金				0
その他				0
一般財源	0	0	0	100
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)				

5 課題及び今後の方向性

まちづくりの機運が高まった地区に対して、住民主体のまちづくりを推進するため、区として援助を行う。